

## アクティビティノート <第 329 号>

2024 年 6 月度の受付相談事例を中心に記載しています。

### 1. 相談業務

- |                              |          |
|------------------------------|----------|
| 1-1 2024 年 6 月度相談受付件数        | …p.2     |
| 1-2 受付相談事例および内容の紹介           | …p.3~10  |
| 2. ちょっと注目 『 食品ロスについて考えましょう 』 | …p.11~12 |
| 3. コラム 『 蚊には用心 』             | …p.13~14 |

### TOPICS



#### 食品ロスについて考えましょう

2022年度の「食品ロス量」の推計値が公表され、472 万トンとなりました。このうち事業系の食品ロス量が236 万トンとなり、2030 年度までに2000 年度の半減をするという目標を達成しています。一方で、家庭系の食品ロス量は236 万トンで、より一層の削減が必要な状況です。



#### 蚊には用心

10年前となる2014年夏にデング熱の国内流行が発生しました。160 名を超える患者のうち、99%が主に東京都内の公園で蚊を媒介に感染したと推測されています。デング熱は、「感染症法の4類感染症」に分類されています。今月は蚊についての注意ポイントをまとめてみました。

## 1. 相談業務

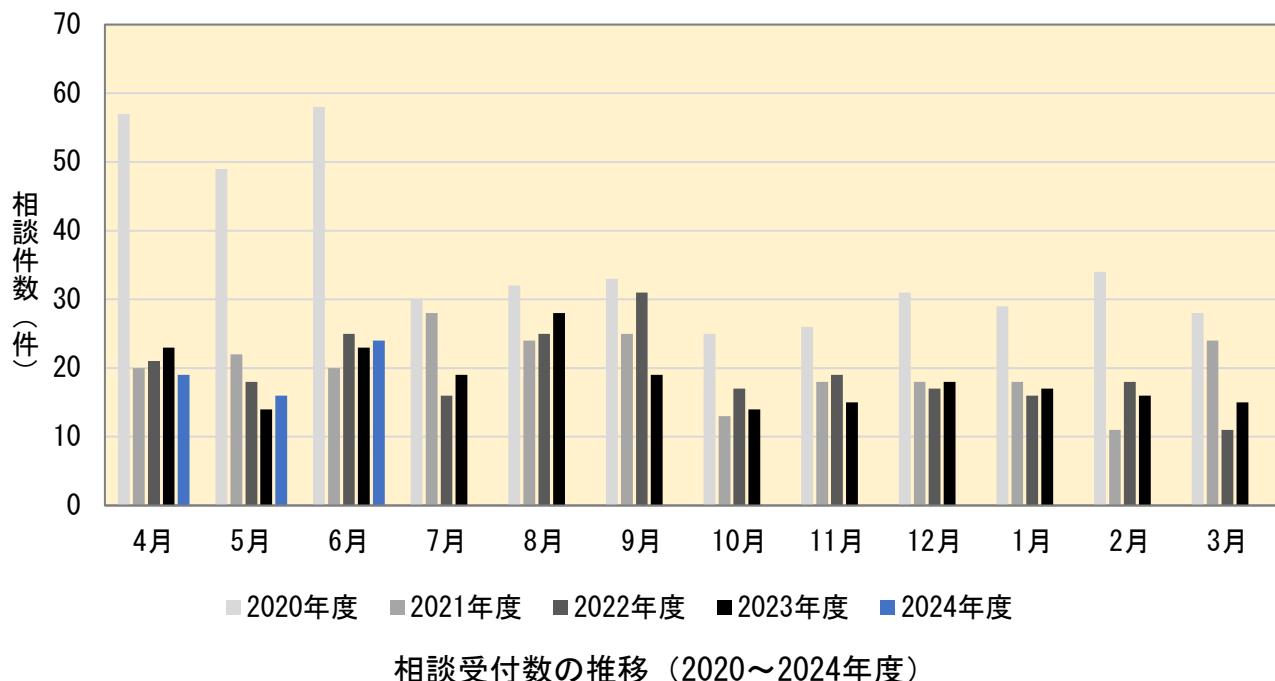
### 1. 1 相談受付件数

2024年6月度相談受付件数(5/29～6/26 実働:21日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	4	0	1	11	0	16	66%
消費生活C・ 行政	1	0	0	2	0	3	13%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	3	0	3	13%
メディア・ その他	0	0	0	2	0	2	8%
合計	5	0	1	18	0	24	
構成比	21%	0%	4%	75%	0%		100%

相談内容区分(改定2008年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



## 1. 2 受付相談事例および内容の紹介

### ※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしています。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしています。

### ◆事故クレーム関連相談

- ◆ <自宅のリフォームでシックハウス症候群発症> 「1週間前に自宅の一部屋の壁紙と床を張り替えるリフォームをした。リフォームの直後から、目が痛く、めまいや頭痛がするようになった。3日間様子をみていたが改善せず、3日後にかかりつけの大学病院を受診したところ、「ホルムアルデヒドによるシックハウス症候群と診断され、5日間ホテルに泊まるように」と言われたが費用かかるため、脱臭器を2台購入し、自宅の別の部屋で過ごしている。脱臭器の購入代金等について、リフォーム業者と話し合いをしているがどうなのかとの相談を受けています。リフォームでホルムアルデヒドによるシックハウス症候群との診断された場合、どのように交渉すればよいか。<消費生活C>

⇒ホルムアルデヒドはシックハウス症候群の原因となることが知られており、シックハウス対策のため、2003年7月の建築基準法改正から、ホルムアルデヒドの発散量に応じて内装仕上げに使用する建築材料の面積制限等の規制が行われています。新築時や大規模の修繕等を行う場合は、同法に適合することについて建築確認や検査を受けなければなりませんが、壁紙の張り替えなどの内装リフォームの場合は同法に基づく建築確認・検査の対象外となります。そのため、消費者庁は、平成26年11月28日「住宅の内装リフォームでシックハウス症候群にならないために」をリリースし、その中で「住宅の内装リフォームを行う際は、建築基準法に基づくシックハウス対策を講じるよう、事業者に求めましょう」と注意喚起をしています

(<https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kankyo/eisei/taisaku/sickhouse.files/syouthisyaya.pdf>)。リフォームに使用した建材のホルムアルデヒドの発散等級などを含め、施工業者にシックハウス対策が適切に講じられていたか確認し、医師の診断内容を伝え、具体的な要求内容を施工業者に示して交渉されてはいかがでしょうか。

- ◆ <5年前の体調不良についての因果関係について> 5年前、市役所の臨時職員として勤務していた時にあった事案で相談したい。漁連の倉庫に密封したダンボールがあり、開封したところ、今まで嗅いだことのない臭いがした。倉庫は換気や温度管理はされてなく、炎天下ではかなりの高温になる環境であった。ダンボールの中に入っていたのは、家庭用の洗剤や殺虫剤などいろいろな製品であった。臭いを嗅いだ日の夜、首が硬直し、こぶができ、唇に湿疹が発症した。医療機関を受診したところ医師から「なんらかの中毒症状である。状況から、ダンボールの中の製品が原因の可能性はあるが、断定はできない」との診断であった。症状は半年で消失したが、公務中のことなので、当時公務災害として申請をしたが、認定されなかった。現在、

再申請のために情報をを集めている。このような状況で体調不良との因果関係を証明できるか。  
化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターは医療機関ではありませんので、開封したときの臭いと体調不良の因果関係を判断することはできかねます。当時の症状とダンボールの中の個々の製品との因果関係の有無については、診察された医師に改めて確認をされてはいかがでしょうか。

- ◆ <自宅を新築後に近隣の住民が体調不良> 2ヶ月前に自宅を新築した。近隣の住民である2名から、めまい、喉の痛み等の体調不良は自宅の新築が原因ではないかと言われている。受診した2名ともなんらかのアレルギー症状があり、現在は回復傾向との診断の報告を受けている。症状が回復傾向のことから原因物質を調べないとと言われている。同様な事例はあるか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒住宅の新築や外壁塗装などに使用された接着剤や塗料に含まれる化学物質によって体調不良となったとの相談事例はあります。ただし、体調不良と使用されている化学物質との因果関係について特定された事例は、これまでにはありません。

- ◆ <ゴキブリ用ペイト剤の成分と咳症状との関係について> 息子が1ヶ月前から咳が止まらなくなることがあり、受診をして咳止め剤を処方されたが症状は改善しない。息子は一人暮らしをしており、「〇〇社のゴキブリ用のペイト剤△△を設置した頃から咳が出るようになった」と言っている。△△の成分表示に安息香酸デナトニウムが記載されている。この成分が影響したのではないかと思うがどうなのか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターは医療機関ではありませんので、咳の症状については受診して相談されることをお勧めします。製品に記載されている安息香酸デナトニウムと咳が出ることの関係については、これまで当センターに同様の相談はありません。個別の製品の成分や安全性などに関する詳細情報は当センターではわかりかねます。製品のメーカーに確認されてはいかがでしょうか。

- ◆ <塩素系漂白剤の容器の液漏れについて> 〇〇社の業務用の漂白剤を購入して未開封のまま自宅に保管をしていたところ、中味が容器のつなぎ目の割れ目からもれて床が損傷したと思われる。メーカーに連絡をしたが、対応が遅い。保管時に何らかの原因で穴が空いたのではないかという回答があり、対応をしてもらえない。メーカーの弁護士にも相談をしたが、納得できない。居住地の消費生活センターにも相談はしている。化学製品PL相談センターは、他のPL相談センターから紹介された。〈消費者〉

⇒製造物責任（PL）法は、製造物の欠陥により、人の生命や財産に係る被害が生じた際の製造業者等の損害賠償責任を定めた法律です。購入された時点で当該製品に液が漏れる原因となる傷があった場合は、当該製品の欠陥による被害である可能性が高いと思われます。ただし、自宅で長期保管をしている際に何かの原因で穴が空いた液漏れの場合は、製造業者は損害賠償責任を負わないこともあります。メーカーの回答内容に不審が残るのであれば、消費生活センターに、今までの経緯を相談し、センターからメーカーに再度確認することを検討されてはいかがでしょうか。

## ◆一般相談

- ◆ <洗濯用石けんと合成洗剤の違いについて> 「洗濯時に合成洗剤から液体の洗濯用石けんに変えたら、洗濯槽に黒カビが多く発生するようになった。メーカーに相談したら洗濯用石けんの使用量を増やすようにすすめられたが改善しない」との相談を消費者から受けている。洗濯用の石けんと合成洗剤の違いは何か。石けんが黒カビ発生の原因なのか。<消費生活C>

⇒家庭用品品質表示法において、洗濯時に主たる洗浄の作用が純石けん分100%の界面活性剤のものを「洗濯用石けん」、純石けん分が70%未満のものを「洗濯用合成洗剤」と定義されています。石けん成分の脂肪酸ナトリウムや脂肪酸カリウムは、水の中のカルシウムやマグネシウムなどの金属イオンと結合すると石けんカスを作ります。カビの増える3要素には「水分」「温度」「栄養分」があり、石けんカスは水に溶けにくいため、衣類や洗濯槽に残りやすくなり、放置すると、カビの栄養分となって洗濯槽のカビが増える原因になると思われます。カビを発生させないようにするには、洗濯槽クリーナーなどで定期的に洗濯槽内を掃除することが大切です。

- ◆ <おもちゃの自作にO P Pテープを使用する場合の安全性について> 「食品のラップの芯に梱包用のO P P (Oriented Poly Propylene: 延伸型ポリプロピレン) テープを巻いて、おもちゃを自作したいと思うが安全性はどうなのか」との相談を消費者から受けている。O P Pテープの安全性はどうなのか。<消費生活C>

⇒梱包用のO P Pテープを使用目的以外となる自作のおもちゃに使用することは、口に入れるなどを考慮すると用途外の使用となるためお勧めできません。参考情報として、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるおもちゃは、食品衛生法で使用できる成分を規制しています ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/20090914-1\\_1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/20090914-1_1.pdf))。

- ◆ <竣工した賃貸アパートの建築出荷証明について> 家族の判断で亡くなった主人の遺産で賃貸アパートを新築し竣工した。使用した資材の建築出荷証明を施工業者、資材メーカーから入手している。個々の資材の書面には、危険有害性情報やG H Sラベル表示があり、このような資材を使用している建物について心配している。業者や行政などいろいろなところに問い合わせても、大丈夫としか言わずとも不安である。化学物質の安全性についてとのことで、化学製品PL相談センターを紹介された。<消費者>

⇒個々の資材の書面に記載されている危険有害性情報やG H Sラベル表示は、資材に使用されている化学物質それぞれについて、業務として使用、または輸送する場合に取り扱う人が危険性や有害性を回避するための必要な情報などが表示されているものです。竣工した建物用いられている資材等については、国が定める基準に基づいて使用されていると思われますが、疑問や不安がある場合は、ご家族と共に施工業者に説明を求められてはいかがでしょうか。

- ◆ <除草剤の安全性について> 5日前に隣家が駐車場や庭などに除草剤を散布してから、口の

渴き、喉がヒリヒリ、呼吸困難等の体調不良となっている。以前にも近隣で猫忌避剤を使用された後に同様の症状で受診したことがある。いずれの場合も家族には異変はなく、自分が化学物質に過敏な体质であると思っている。隣人とは直接話せないため製品名はわからないが、除草剤の安全性について教えてほしい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。

#### ＜消費者＞

⇒体調不良が続いているようですので、医療機関を受診されることをお勧めします。農作物等を対象とした除草剤は農薬として農薬取締法の規制を受け、安全性や使用方法など厳しい基準が設けられています。一方、一般消費者向けに販売されている農薬でない除草剤は、農薬取締法の規制対象外です。ただし、製品の安全性については販売者またはメーカーが責任を持ち、安全に使用するための使用方法や必要な注意事項などは製品に記載すべき内容です。記載内容に従い使用されていれば安全性には問題は無いと思われます。

- ◆ <子どもが洗剤を触った場合の安全性について> 洗剤などの保管は子どもの手の届かない高い場所に保管している。先日、子どもが椅子を使用して保管していた洗剤を触ってしまったが、子どもに何も異常は起きていない。一般的に洗剤を子どもが触ったくらいで問題はないと考えてよいか。以前、化学製品PL相談センターにも相談したこともあるが、今回は消費生活センターから紹介された。<消費者>

⇒洗剤は、皮膚について放置すると皮膚トラブルを起こす場合、目に入ることで失明をする場合、なめたり飲み込むなどして体調不調になる場合など、子どもに深刻な影響を及ぼす危険があります。保護者が率先して、子どもが不用意に洗剤などを触ることがないように保管を工夫されることをお勧めします。但し、現在症状がなければ過剰に心配される必要はありません。

- ◆ <クローゼットに設置した除湿剤について> クローゼットの床が濡れていって、拭き取ってもまた濡れてくる。クローゼットの中にタンクタイプの除湿剤を置いているが、容器から漏れてなく、濡れている場所はかなり離れている。賃貸マンションのため管理会社に連絡し、昨日、状況を確認しころ、床だけではなく壁も濡れていた。今日、管理会社から、壁や床を剥がして修繕すると報告を受けている。除湿剤の成分である塩化カルシウムをインターネットで調べると、何度拭いても取れないとあり、状況が似ている。今回の状況の原因は除湿剤であると考えられるか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。<消費者>

⇒除湿剤の成分である塩化カルシウムは空気中の水分を吸収して液状になる性質（潮解性）があります。このため、除湿剤の容器に溜まるのは、大気中の水分と塩化カルシウムの水溶液です。木質製品に塩化カルシウムが染み込むと、湿気を吸い続けるため、表面を拭き取っても乾燥した木質製品の表面のようにはなりません。お話を聞けば、除湿剤の容器から漏れていた様子がなく、場所も離れていることと、壁も濡れていることから、除湿剤が原因とは考えにくいと思われます。製品の安全性については、メーカーに確認されてはいかがでしょうか。また、原因について管理会社にも確認をされてはいかがでしょうか。

- ◆ <キッチン用スポンジの安全性について> 米国の雑誌に〇〇社がフッ素樹脂の有害性を知りながら隠ぺいして、有害な成分を使用した製品を製造していたとの内部告発の記事が掲載され

た。〇〇社のキッチン用スポンジ△△を20年くらい使用しており、安全性が不安になった。日本の〇〇社に△△の安全性について問い合わせをしたが明確な回答が得られず、消費生活センターに相談したところ、食品安全委員会の情報を参考にすることと、化学製品PL相談センターを紹介された。〇〇社の△△の安全性について答えてもらえるか。〈消費者〉

⇒当センターには個別の製品の成分や安全性などに関する詳細情報は持ち合わせておりません。製品の安全性についてはメーカーが責任を持つ事柄です。なお、フッ素樹脂に関連した情報として、食品安全委員会が「有機フッ素化合物(PFAS)」の健康影響について、令和6年6月25日に開催した第944回食品安全委員会において評価書が公表されていますので、([https://www.fsc.go.jp/osirase/pfas\\_health\\_assessment.html](https://www.fsc.go.jp/osirase/pfas_health_assessment.html))参考にされてはいかがでしょうか。

- ◆ <手についた成分の分析と落とし方について> 無色透明で無臭の液体をかけられ、手にもついた。石鹼や洗剤、除光液などで落とそうとしたが、手から取り除けず、車のハンドルなどにもその成分が移っていると思う。成分は何かわからないか。また、手からの落とし方を教えてほしい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒お問い合わせの無色透明で無臭の液体は数多くあり、当センターでは成分はわかりかねます。また、成分の分析や調査も行っておりません。また、手に残っている量での分析は難しいと思われます。もし、液体の量が十分あり、成分分析などをご希望の場合は、行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のウェブサイトに「原因究明機関ネットワーク総覧」として、全国の分析機関のリストが掲載されています。

[\(https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/list.html\)](https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/list.html)

こちらを参考にされてはいかがでしょうか。また、手についた成分を落とすために必要以上に洗い落とすことを繰り返すと、手など皮膚を痛めてしまう場合もあります。

- ◆ <子ども用の食器の安全性について> 子どもの誕生日に海外通販サイトで恐竜の絵がついた食器などの購入を検討している。インターネットのニュースで海外サイトの子ども用品から有害な鉛やホルムアルデヒドが検出されたという記事をみたが、万が一これらの有害物質を含んだ食器でも、洗えば落ちるのか。化学製品PL相談センターは、インターネットで知った。〈消費者〉

⇒有害な鉛やホルムアルデヒドを含む食器などは、洗浄しても除去できない場合もあります。国内で販売されている食器や乳幼児が口に入る、舐めることを想定された玩具については、鉛やカドミウム等の重金属について規格基準が定められています。ホルムアルデヒドは、天然の食品からも検出されることがあります、食品衛生法において、原料としてホルムアルデヒドを使用しているメラミン樹脂の食器からの溶出濃度の規制が定められています。いずれにしても国内向けに作られた製品であれば、基準に適合していると思われますが、個人輸入で購入される製品については、検討している通販サイトをご自身で確認をされてはいかがでしょうか。

- ◆ <衣類に付いた化学物質の同定をしたい>職場でいやがらせを受けており、衣類に何か化学物質をかけられている。警察に相談をしたところ、「何を衣類にかけられているのかわからない

と、相談を受けられない」といわれた。いやがらせをやめさせるためどんな化学物質なのか調べてほしい。化学製品PL相談センターは、インターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターでは、化学物質の分析などは実施していません。分析が必要な場合は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のウェブサイトに製品分野別に原因究明を行うことが可能な検査機関のリストが掲載されていますので、参考の上ご自身で適切な機関へ相談をされてはいかがでしょうか。

[\(https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html\)](https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html)

- ◆ <アルカリ乾電池から液もれした液の安全性について>半年ほど前、デジタルカメラの単3アルカリ乾電池を交換のために取り出した。2日後に、乾電池のマイナス極に白い粉がついているのに気付いた。インターネットで調べたら、液漏れした液はアルカリ性で危険であるとあった。白い粉が部屋に残留しているのではないか、家族にも害を与えていないか不安である。化学製品PL相談センターは、インターネットで知った。〈消費者〉

⇒アルカリ乾電池には水酸化カリウム等を含む電解液が含まれ、強いアルカリ性で、皮膚に付いたまま放置すると化学やけどを起こす場合や、目に入ると失明をする恐れがあります。乾電池から液漏れ後、時間の経過とともに空気中の二酸化炭素と中和反応をし、一部が炭酸塩に変化します。白い粉の炭酸塩も、水に溶けるとアルカリ性を示し、強アルカリ性ではありませんが同様に化学やけどへの注意が必要です。ただし、液漏れが少量であることと、その後半年以上の時間が経過しており、掃除を繰り返し何回もされているとのことですので、過度にご心配されることはないと思われます。

- ◆ <ネット通販で購入した製品の化学物質が心配> インターネットの販売サイト〇〇で服や靴、カバンを購入している。ネットニュースで「〇〇の製品から自国での基準値よりも高い濃度のホルムアルdehyドやフタル酸エステルが検出された」との報道を見た。購入した製品を置くと、部屋に有害物質が飛散し、子供に害があるのでないか心配になった。製品は廃棄した方がよいだろうか。化学製品PL相談センターは、インターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターでは、個別の製品の成分などの詳細情報は持ち合わせておりません。〇〇は、海外の直販サイトのようです。製品の安全性の基準なども含めご心配であれば、〇〇に直接お問い合わせをされてはいかがでしょうか。日本国内では、繊維製品のホルムアルdehyドについては、75 ppm以下、乳幼児用の場合は16 ppm以下となるように規制されています。また、水で洗える服の場合、洗濯を繰り返せば除去できるとされています

[\(https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/kijyun.html\)](https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/kijyun.html)

[\(https://www.ipb.osaka.jp/s005/060/010/030/030/026/r2014\\_43-47.pdf\)](https://www.ipb.osaka.jp/s005/060/010/030/030/026/r2014_43-47.pdf)

- ◆ <建築補修材の安全性について> マンションのオーナーであり、自分自身も最上階に住んでいる。今回、屋上に発生しているクラックの補修を施工業者に依頼している。施工中に突然上から自宅のベランダに補修材を含んだ液が流れてきた。施工した業者に聞いたところ、「補修工程で補修材を塗った後に水を浸水させるために水を流す必要があった。大丈夫である」と伝えられた。ベランダの物干しなどにも付着したため、安全性が心配で施工業者に聞いても詳しい説明がなく安心できない。確認できるかわからないが教えてほしい。化学製品PL相談セン

ターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターでは、使用された補修材の製品や成分が不明のためお答えできかねます。施工業者を通じて、今回、使用された製品を確認し、製品のメーカーにお問い合わせをされはいかがでしょうか。

- ◆ <塗料が燃えた場合の成分の飛散について> 当社の製品を製造委託している〇ＥＭ先で、缶に吹き付ける塗料に引火してボヤが発生した。当社が委託し製造した製品が近くに置いてあった。見た目には変化はないようであるが塗料の成分が付着していないか確認したい。このような状況で塗料の成分はどのくらい飛散するものか。また、製品に付着しているか調べてくれる分析機関を紹介してほしい。〈事業者〉

⇒当センターには個別の製品の成分などに関する詳細情報は持ち合わせておりません。また、火災の状況なども不明ですので、製造委託先や塗料メーカー等にも問い合わせてはいかがでしょうか。また、当センターから特定の分析機関を直接紹介することはしておりません。独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）のウェブサイトに「原因究明機関ネットワーク総覧」として、全国の分析機関のリストが掲載されています。

[\(https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/list.html\)](https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/list.html)

こちらを参考にされてはいかがでしょうか。

- ◆ <接着剤で樹脂を接着した場合の強度について> ジクロロメタンを含む接着剤を使用してポリカーボネートやA B S等の樹脂を接着した場合の強度を教えてほしい。〈事業者〉

⇒当センターは、接着剤で樹脂を接着した場合の知見は持ち合わせておりません。具体的な製品については、接着剤メーカー、樹脂メーカーにお問い合わせください。

- ◆ <製品の成分について> 〇〇社のシャンプーや石けんに含まれる△△という成分は、環境にやさしい成分であると訴求されている。実際にはどうなのか。本当に環境や人体にやさしいのか教えてほしい。化学製品PL相談センターは、インターネットで知った。〈事業者〉

⇒当センターは、個別の製品の成分情報などは持ち合っていません。メーカーの〇〇にて製品の特長として紹介されている成分ですので、直接〇〇社に問い合わせ、確認されてはいかがでしょうか。

- ◆ <アクティビティノート掲載の記事の使用について> メディア関係の者だが、アクティビティノート第322号のコラム「怖い一酸化炭素中毒」の記事の内容を啓発するために活用してもよいか。〈メディア〉

⇒出典元として当センターを記載していただければ活用いいただいて結構です。

- ◆ <過炭酸ナトリウムが主成分の排水管洗浄剤の使用方法について> テレビ番組を作成している。主成分が過炭酸ナトリウムの排水管洗浄剤を使用する際に、洗浄剤を入れた後にアルミホイルを丸めて排水口に蓋をする方法があると聞いた。このような使用方法で何か問題はあるのか。製品の注意表示には、金属に使用しないようにとある。〈メディア〉

⇒アルミホイルは金属であるアルミニウムを薄く延ばして作られたものです。過炭酸ナトリウムを含む粉末タイプの排水管洗浄剤の使用方法には、「アルミ製の流し台で使用する場

合はすぐに水ですすぐ（放置すると鏽びることがあります）」および「粉残りがあると排水口の入り口の金属部分がシミになることがあります」との記載があります。排水管洗浄剤の使用法として、お伺いした内容は、製品に記載された用法・用途に従った使い方ではないと思われ、当センターではコメントできかねます。製品に記載された用法・用途に従った使い方、注意事項を守ることで安全性が確保されています。正しい使い方を守ることをお勧めします。

#### ◆ クレーム関連意見・報告等

- ◆ <近隣の塗装工事の臭いで体調が悪くなる> 今朝から近隣で行われている塗装工事の臭いがする。窓を閉め切っても家の中に入ってきて、体調が悪くなつた。どこで工事をしているのかはわからない。自分は、ここ10年位で臭いにとても敏感になつてしまつた。以前も塗装工事の臭いで体調が悪くなつたが、施工業者に伝えて取り合ってくれなかつた。塗装が必要なことはわかるが、業者は、臭いに敏感な人もいると認識し、近隣への配慮をもつとしてほしい。一軒家と集合住宅で、配慮する内容も違うと思う。化学製品PL相談センターは、インターネットで知つた。<消費者>

⇒当センターは、直接相談者からの要望を業界などへ働きかけることはしていません。臭いに関する感受性は個人差が大きく、人によっては不快に感じ体調不良となる場合があります。いただいたご意見は、誰もが見ることができるよう、アクティビティノートおよび年度報告書で公開するとともに、関連する団体や機関と情報の共有を図つてまいります。

## ちょっと注目

# 食品ロスについて考えましょう

先月、2022年度（令和4年度）の「食品ロス量」の推計値が、農林水産省・環境省・消費者庁から公表されました。<sup>1) 2) 3) 4)</sup> 「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品です。

2022年度の食品ロス量の推計値は472万トン（前年度より51万トン減少：前年比90%）となりました。このうち食品関連事業者から発生する事業系の食品ロス量が236万トン（前年度より43万トン減少：前年比85%）となった一方で、家庭から発生する家庭系食品ロス量は236万トン（前年度より8万トン減少：前年比97%）となりました。

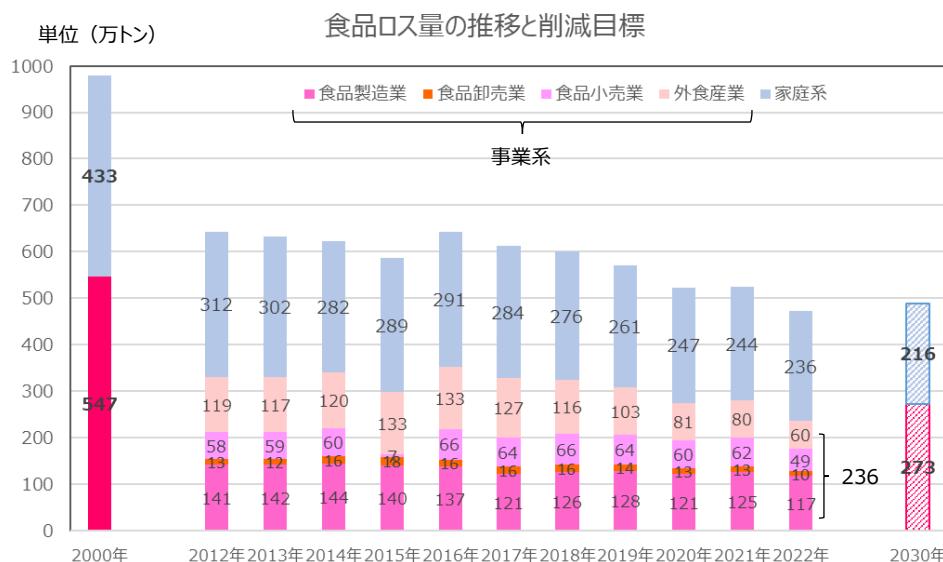


### ○食品ロスを防ぐために<sup>3)</sup>

2015年9月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で定められている「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs)のターゲットの1つに、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減させることが盛り込まれるなど、国際的にも食品ロス削減の機運が高まっています。



日本においても、食品ロス削減の取組を「国民運動」として推進するため、2019年に食品ロス削減推進法が施行され、2020年3月には、基本方針（「食品ロスの削減に関する基本的な方針」）が閣議決定されました。日本は2000年度と比較して、2030年度には食べられるのに捨てられている食品量、食品ロスを半減することを目指し掲げており、2022年までの推移が公開されました。

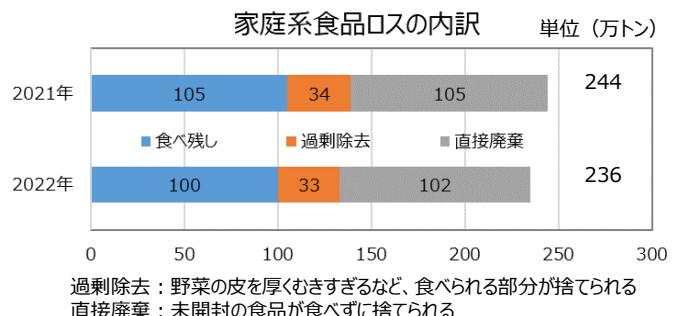


食品関連事業者から発生する事業系の食品ロス量が 236 万トンとなりましたので、2030 年度までに 2000 年度の 547 万トンから半減するという事業系食品ロス削減目標を達成しました。

一方、家庭系食品ロス量は 236 万トンでした。11 年間で増減を繰り返しながらも徐々に減少はしているものの、2000 年度の 433 万トンから半減する目標である 216 万トンは達成できていません。

### ○家庭系食品ロスを防ぐために

家庭系食品ロスとは、環境省が毎年、市区町村を対象に行っている食品廃棄物、食品ロスの発生状況のアンケート結果に基づいて、家庭から発生する食品ロス量を推計し把握したもので、2022 年の家庭系食品ロスの内訳では、「直接廃棄」は 102 万トン、次いで「食べ残し」が 100 万トン、「過剰除去」が 33 万トンとなりました。



家庭系食品ロスを防ぐために日々の食生活でできることは、次の 3 点になります。

#### 1. 買い過ぎない

#### 2. 作りすぎない

#### 3. 食べ残さない

食品には「消費期限」や「賞味期限」が表示されています。表示の意味を確認しながら計画的に食べることを考え、未開封で捨ててしまう食品ロスを減らすようにしましょう。店舗で食品を購入するときは、「家にある食材を確認した上で、必要な分を購入する」、「期限表示を確認し、購入に役立てる」など、普段から確認し気を付けましょう。家庭で調理した食品についても、冷蔵庫を上手に活用し、小分けにするなど保存方法を工夫し、残ってしまった料理をリメイクするなどして工夫しながら食べ残しを減らすようにしましょう。災害に備えて食品を備蓄するときにも、「ローリングストック法（賞味期限が近い食品から使用する）」を取り組んで、食品を廃棄するがないようにしましょう。家の食事だけでなく、家族や仲間で外食する際にも食べ残さない工夫をしましょう。人数や食べる時間を考えて、食べきれる適量を注文しましょう。また、外食の際は喋る時間がついつい多くなりがちですが、食べ物を食べる時間をきちんと設けることも大切です。

日本における事業系と家庭系を合わせた食品ロス推計量は 472 万トンです。これは世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食品支援量である 480 万トンに相当する量です。

コロナ禍の終息、インバウンド需要の高まりなど食品関連では、消費の拡大も見込まれますので、更に食品ロスを減らす試みが継続して必要です。

### 参考にした情報

1) 令和4(2022)年度食品ロス量推計値の公表について：消費者庁

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/038363/index.html>

2) 我が国の食品ロスの発生量の推計値（令和4年度）の公表について：環境省

<https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/general.html>

3) 令和4年度の事業系食品ロス量が削減目標を達成！：農林水産省

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/recycle/240621.html>

4) 今日からできる！家庭でできる食品ロス削減：政府広報オンライン

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201303/4.html>

## コラム



## 蚊には用心

今から10年前の2014年夏にデング熱の国内流行が発生しました。160名を超える患者のうち99%が主に東京都内の公園で感染したと推測され、患者の居住地は全国19都道府県に拡大しました。8月28日に第一例が報道され、翌29日に媒介蚊であるヒトスジシマカの生息数調査と殺虫剤による成虫駆除が実施されました。デング熱は、いわゆる「感染症法」に基づく全数把握が必要な「4類感染症」に分類されており、診断後直ちに届け出ることが医師に義務付けられています。また、気候の温暖化とともにデング熱を媒介するヒトスジシマカの生息域も東北地方を北上しています。今月は蚊についての注意ポイントをまとめました。<sup>1)</sup> <sup>2)</sup>



## ○日本の蚊について

4類感染症に分類される感染症で国内に生息する蚊が媒介する主な感染症は表のようになります。<sup>3)</sup>

アカイエカは、国内で普通に見られ、ほぼ全国分布しています。夕方から夜にかけて吸血し、成虫のまま越冬する場合があります。

ヒトスジシマカ（ヤブ蚊）は、本州以南の地域に分布しています。活動時期は5月中旬～10月下旬です。人がよく刺されるのは、墓地、竹林の周辺、茂みのある公園や庭の木陰などとされ、街中でも注意する必要があります。昼から夕方にかけて吸血します。秋になって気温が下がると成虫は死んでしまい、卵の状態で冬を越します。

コガタアカイエカは、水田を住処として発生し、日本脳炎を媒介する蚊です。日本脳炎は、ヒトからヒトへの感染ではなく、增幅動物であるブタの体内でいったん増えてから、ブタの血液中に出てきたウイルスを、蚊が吸血し、その上でヒトを刺した時に感染します。重篤な脳炎を起こします。

ネッタイシマカは国内には生息していません。かつては沖縄や小笠原諸島に生息していましたが、1955年以降は国内から消滅したとされています。航空機で国内に運ばれる例も確認されています。

幼虫（ボウフラ）は、ベランダにある植木鉢の受け皿や空き缶などに溜まった水、放置されたブルーシートや古タイヤに溜まった水などに発生するので、1週間以上放置しないことが大切です。成虫のオスは数日（2日間）しか生きられません。メスだけが数回吸血して20～40日以上生きます。

主な感染症と国内で生息する蚊		
疾患名	媒介蚊	発生地域
ウエストナイル熱	アカイエカ チカイエカ ヒトスジシマカ等	アフリカ、ヨーロッパ、中東、中央アジア、西アジア、米国等
ジカウイルス 感染症	ネッタイシマカ ヒトスジシマカ等	中南米・カリブ海地域、オセアニア太平洋諸島、アフリカの一部（カーボベルデ）、タイ
チクングニア熱	ネッタイシマカ ヒトスジシマカ等	アフリカ、南アジア、東南アジア
デング熱	ネッタイシマカ ヒトスジシマカ等	東南アジア、南アジア、中南米、カリブ海諸国
日本脳炎	コガタアカイエカ	日本、中国、東南アジア、南アジア
マラリア	ハマダラカ	東南アジア、アフリカ、中南米



## ○デング熱に注意

デング熱は、ネッタイシマカやヒトスジシマカなどの蚊によって媒介されるデングウイルスの感染症です。ウイルスを持つ蚊に刺されてから2~14日（多くは3~7日）で発症する急性の熱性感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状です。通常、症状は1週間程度で回復します。なお、ごくまれに一部の患者において、発熱2~7日後、血漿漏出に伴うショックと出血傾向を主な症状とする致死的病態、デング出血熱が出現することがあります。

ヒトスジシマカの冬を越した卵からデングウイルスが検出されたという事例は国内外で確認されていませんので、年間通してデング熱が流行することはありません。一方、日本に生息するヒトスジシマカもデングウイルスを媒介することができますので、流行地で感染した人が、入国または帰国して、蚊に吸血されることにより、その蚊が周囲の人々にウイルスを伝播する可能性は低いながらもあり得ます。感染している人の血液中にウイルスが確認される期間は、発症日の前日から発症5日後までとされています。入国または帰国者（患者）の周囲の方でデング熱を疑うような症状があれば、渡航歴の有無にかかわらず検査を行うことも、場合によっては必要です。

## ○海外ではマラリアに注意

マラリアは、寄生虫であるマラリア原虫によって引き起こされる命にかかる病気で、マラリア原虫に感染したハマダラカに刺されることで人に感染します。<sup>4)</sup> <sup>5)</sup>

WHOによると2022年のマラリア症例数は推定2億4,900万件、マラリアによる死者数は推定60万8,000人でした。世界の人口のほぼ半数がマラリアの感染に対する危険にさらされています。サハラ以南のアフリカ、東南アジア、東地中海、西太平洋、南北アメリカ地域において症例と死亡が報告されています。特にマラリア症例数と死者数のそれぞれ94%と95%がアフリカ地域に集中しました。アフリカ地域におけるマラリアによる死者の約80%を5歳未満の子供が占めました。

マラリアは予防も治療も可能です。マラリアを引き起こす寄生虫は5種類あり、そのうち2種類、熱帯熱マラリア原虫と三日熱マラリア原虫が最も脅威となります。

### 【参考にした情報】

- 1) 蚊類調査に係る技術研修会の配布資料：国立感染症研究所  
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/lab/478-ent/6507-2016-06-03-01-55-24.html>
- 2) ヒトスジシマカ対策ポスター：国立感染症研究所  
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/lab/478-ent/7290-2017alboposter.html>
- 3) 蚊媒介感染症：東京都感染症情報センター  
<https://idsc.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/diseases/mosquito/index.html>
- 4) マラリアに注意しましょう！：厚生労働省検疫所  
[https://www.forth.go.jp/moreinfo/topics/useful\\_malaria.html](https://www.forth.go.jp/moreinfo/topics/useful_malaria.html)
- 5) マラリア：WHO  
[https://www.who.int/health-topics/malaria#tab=tab\\_1](https://www.who.int/health-topics/malaria#tab=tab_1)

## 化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中

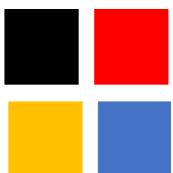


『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせするeメールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。（誰でも登録できます）
- ・費用は無料です。（インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください）
- ・お申し込みはE-mail ([PL@jcia-net.or.jp](mailto:PL@jcia-net.or.jp)) で。  
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。  
①ご氏名（フリガナ） ②お勤め先（フリガナ） ③ご所属・お役職・ご担当など  
④ご連絡先（勤務先か自宅かを明記）の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

## 出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話をさせていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

（TEL 03-3297-2602 担当：伊東（イトウ））

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。